

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 電気料金の特別措置の適用（支払期日を最大5か月間延長）

2020年7月20日
北陸電力株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申しあげます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は電気料金の特別措置を講じておりますが（3月19日、4月24日、5月13日、6月24日お知らせ済）、このたび、下記のとおり特別措置の内容を再度延長することとし、7月17日に経済産業大臣に認可申請し、本日（7月20日）、認可を受けましたのでお知らせいたします。

記

<当社と電気のご契約をいただいているお客さま>

(1) 対象お客さま

次のいずれかに該当する場合

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合
- ・お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

(2) 特別措置の内容

電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を、2020年3月分および4月分は原則として各々5か月間延長し、5月分は原則として4か月間延長し、6月分は原則として3か月間延長し、7月分は原則として2か月間延長し、8月分は原則として1か月間延長いたします*。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限ります。

※現在講じている特別措置から、2020年3月分、4月分、5月分、6月分および7月分の電気料金の支払期日を更に1か月間延長。また、新たに8月分の電気料金の支払期日を1か月間延長。

(3) お問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-540321）

※受付時間 9時～19時（日曜・祝日を除く）

※既に特別措置の適用を受けている場合、再度のお申込みは不要。

以 上

別紙：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置
（支払期日を最大5か月間延長）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置（支払期日を最大5か月間延長）

2020年7月20日

こたえていく。かなえていく。  北陸電力

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置

1

適用対象

次のいずれかに該当する場合

- ①新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会から一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合
- ②お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

申込方法

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-540321** ※受付時間：9時～19時(日曜・祝日を除く)

なお、お申込みにあたっては、当社所定の申込書に必要事項をご記入いただき、最寄りの支店へ郵送にてご提出ください。

申込書は、当社ホームページ (<http://www.rikuden.co.jp/tetsuzuki/youshi.html>) からダウンロードできます。また、最寄りの支店の住所は当社ホームページでご確認ください。

※生活福祉資金（総合支援資金、緊急小口資金）貸付を証明する書類（申請書等の写し）をご提出していただく場合があります。